

## 禁煙補助金等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、ポーラ・オルビスグループ健康保険組合（以下「組合」という）の喫煙習慣のある被保険者、被扶養者が禁煙にチャレンジすることを支援し、自身の健康を守ることと非喫煙者に対する受動喫煙を防止することを目的とする。

### (対象者)

第2条 被保険者(喫煙者)、被扶養者(喫煙者) で第3条対象禁煙プログラムのいずれかを実行した者

### (対象禁煙プログラム)

第3条 次の禁煙プログラムを補助対象とする。

- (1) 禁煙外来(保険適用の治療)
- (2) 遠隔禁煙プログラム(保険適用外も含む)
- (3) 禁煙パッチ・ガムを購入し自力での禁煙
- (4) その他組合が認める禁煙プログラム

### (実施要領)

第4条 前条のいずれか1つの禁煙プログラムを選択し、禁煙を最後まで継続しなければならない。プログラムを最後まで継続した者は、禁煙できなかった場合でも補助する。

なお、プログラム途中で禁煙できた者を除き、中止した場合は補助対象から除外する。

また、禁煙をサポートする応援者を任意で2名まで指名できることとし、禁煙を達成した場合には、応援者に組合から粗品を贈呈する。

### (申請手続き)

第5条 第3条の禁煙プログラムの終了後、所定の申請書に領収書(原本)を添付して申請する。

### (補助金等)

第6条 次のとおり補助金を支給する。

- (1) 禁煙外来(保険適用の治療): 上限20,000円
- (2) 遠隔禁煙プログラム(保険適用外含む): 上限50,000円
- (3) 禁煙パッチ・ガムを購入し自力での禁煙については、禁煙パッチ8週分、禁煙ガム12週分かつ20,000円を上限とする。
- (4) その他組合が認める禁煙プログラム: 上限50,000円

### (支給回数)

第7条 補助金申請は第3条の禁煙プログラムの内、いずれか、年間1回までとする。

附 則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。